富山県ひとり親家庭等自立促進計画(第5次)素案の概要

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

平成17年9月に策定した「母子家庭等自立促進計画」、平成22年4月及び平成28年3月並びに令和3年1月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」に引き続き、母子家庭・父子家庭及び寡婦の施策の基本となる計画として策定する。

- 2. 計画の性格・役割 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で規定する県の「自立促進計画」
- 3. 計画の期間令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

- 1. ひとり親家庭の世帯(令和5年5月31日現在) 母子家庭数 5,882世帯 父子世帯数 437世帯
- 2. 児童扶養手当受給者数(令和6年3月末現在) 富山県:4,346人
- 3. ひとり親家庭等の状況

【以下は令和5年度富山県ひとり親家庭等実態調査(R5. 8調査)による】 母子家庭の状況

- 〇 母子家庭の母の約9割が働いているが、約3割は非正規雇用
- 〇 母子家庭の母の4割弱が年間就労収入200万円未満
- 4割弱の母子家庭が、養育費を受けたことがない
- 母子家庭の約6割が生活上の悩みとして「生活費」をあげ、約7割が行政に対し「授業料の無償化や給付型奨学金の充実」を要望

父子家庭の状況

- 父子家庭の父の約1割が年間就労収入200万円未満
- 父子家庭の約6割が生活上の悩みとして「生活費」をあげ、6割以上が行政に対し「授業料の無償化や給付型奨学金の充実」を要望
- 2割弱が生活上の悩みとして「家事」をあげ、2割以上が「子育てや家事を援助 してくれる人の派遣制度」を要望

寡婦世帯の状況

- 〇 8割以上の寡婦の年間就労収入が200万円未満
- 生活上の悩みとして半数近くが「自分や家族の健康」をあげている

第3章 計画の目標と基本的施策

計画の月標

ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安定したくらしを築くとともに、安心して子育てをすることができる社会づくり

基本的施策

- (1)相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化
- (3)子育で・生活支援策の充実強化
- (2)就業支援の積極的推進

(5)経済的支援の推進

第4章 施策の展開

(1) 相談・情報提供機能や広報啓発の充実強化

- HP等を活用した情報提供、個々の家庭に寄り添った相談体制の整備
- ・母子・父子自立支援員の活動促進
- ・母子・父子自立支援員等の資質向上
- ・ひとり親家庭等に対する支援施策の広報、周知及び相談機会の充実 (新)ひとり親支援ナビの設置
- ・県女性相談支援センター(配偶者暴力支援センター)の相談体制の充実・強化
- •専門的な相談に対応するための相談体制の充実
- ・民間団体との連携による相談体制の充実
- •非常時における情報提供体制の強化

② 就業支援の積極的推進

経済的自立、生活の安定に向けた総合的な就業支援

[就業相談・就職支援]

- ・母子家庭等就業・自立支援センター等による親及びこどもの就業支援
- ・母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施
- ・女性のチャレンジ支援事業の実施
- ・女性就業支援センターによる支援

〔就業に向けた能力開発支援〕

- ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等による資格取得の積極的支援
 - → 高等職業訓練促進給付金対象資格拡充 等
- ・就業支援講習会等の実施
- ・職業訓練を受けやすい環境の整備等 ものづくり女性」育成訓練事業の実施

〔就業機会創出のための支援〕

- ・ひとり親等の雇用に関する事業主への働きかけ
- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定を義務付ける企業の範囲の拡大
- ・ひとり親等の起業に対する支援
- ・公的機関や福祉施設等における雇用促進
- ・ハローワーク等と連携した就業支援
- 〔生活困窮者の自立に向けた支援〕
- •生活困窮者自立相談支援事業の実施

③) 子育で・生活支援策の充実強化

(4)養育費確保及び親子交流支援の推進

子育てしやすい環境づくりの推進、<u>こ</u>どもの学習支援など、個々のニーズに応じた支援の充実強化

にどもを安让して育てられ、こどもが心身ともに健やかに成長できる環竟づくりの推進

- ・切れ目のない子育て支援の充実(多様な保育の充実等)
- 放課後児童健全育成事業等の拡充
- ・地域の力を生かした多様な子育て支援の促進 (新)こども食堂の取組みへの支援
- •ひとり親家庭子育てサポート事業の実施
- (拡)学習支援ボランティア事業等によるひとり親家庭の<u>こ</u>どもへの学習支援 〔生活に関する支援〕
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施・提供体制の整備
- ・公営住宅の優先的入居の推進
- ・住宅資金や転宅資金の貸付けの実施
- ・中長期の居場所の提供と自立に向けた支援

〔身近な地域での支援の促進、地域活動への参加促進〕

- ・民生委員・児童委員等による支援の促進
- ・母子・父子福祉団体活動や地域行事等への参加促進

(4) 養育費確保及び親子交流支援の推進

弁護士等による特別相談、親子交流の個別支援

- ・養育費の確保、親子交流に関する情報提供と社会的気運の醸成
- ・弁護士等による特別相談の充実
- ・身近な相談員による養育費、親子交流相談の充実
- ・養育費の履行確保や安全・安心な親子交流に向けた支援の実施

⑤ 経済的支援の推進

貸付・支給業務等各種支援制度の適正な執行

(拡)児童扶養手当の支給

(拡)母子父子寡婦福祉資金の貸付け → 対象経費の拡充(修学資金)

- 母子世帯等援護資金の貸付け
- ・ひとり親家庭等医療費助成の実施
- ・富山県保育所等保育料軽減事業やがんばる子育て家庭支援融資の実施
- (拡)高等学校等就学支援金等の支給や奨学金制度の実施
- (新)こどもの大学受験料等への支援の実施
- ・非常時における各種支援制度の活用

第5章 計画の推進にあたって

- 国、県の関係部局、市町村及び母子・父子福祉団体等が役割分担と連携をしながら施策に取り組む。 福祉や教育、雇用等幅広い分野にわたる関係機関や経済団体など関連団体が相互に連携して、施策に取り組む。
- 〇 「子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画」等各種計画に基づく諸施策との連携を図る。
- 計画期間内に評価を実施する。 →当事者(ひとり親やこども)の意見聴取について追加